

(1) 始業時前、伊賀地域及び居住地域に暴風警報、暴風雪警報および特別警報が発令されている場合

- ①生徒は登校しなくてよい。
 - ※自宅を出る時点で上記警報が出ていれば、自宅待機とする。
 - ※登校途中に上記警報が出た場合、速やかに安全な方法で帰宅する。
(安全な方法がない場合は、安全な場所に避難する)
 - ※登校後、上記警報が出ていれば、速やかに安全な方法で帰宅する。
(安全な方法がない場合は、そのまま学校で待機する)
- ②但し、警報が午前 11 時まで解除された場合は、解除後 2 時間の余裕をもって生徒は登校する。
 - ※安全な方法で登校する。
 - ※登校が困難な場合は、当日の登校をひかえる。
- ③午前 11 時においてもなお警報が解除されない場合は、臨時休業とする。

(2) 始業後に暴風警報、暴風雪警報および特別警報が発令された場合

- ①原則として、直ちに授業を中止し、速やかに生徒は帰宅する。
- ②但し、台風の中心位置、進行方向、速度、発令時における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については最も安全な場所に避難させ保護するとともに、保護者と緊密な連絡をとる等、適切な処置をとる。

(3) その他

- ①暴風警報、暴風雪警報および特別警報の地域差異、学校のおかれている諸条件からみて前記によることが学校運営上、著しく適当でない場合は(1)及び(2)の定めにかかわらず学校長の判断によりその都度適切な処置を講ずる。
- ②警報等の発令がない場合においても、登下校に安全が確保されないと判断する場合は、自宅待機とする。
- ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時は1週間の臨時休業を基本として対応する。登校時や始業後に発表された場合は、(1)(2)に準ずる。
- ④Jアラート(全国瞬時警報システム)が発動した場合は、直ちに身の安全を確保し、周囲の指示に従う。授業の実施等については学校からの連絡を確認する。なお、日本の上空を通過し、日本の領域外の海域に落下した場合は、通常の学校生活を再開する。
- ⑤考査期間における非常変災時の対応については次のとおりとする。
 - ア) 考査当日午前6時に伊賀地域に暴風警報、暴風雪警報及び特別警報が発令されている、あるいはJアラート(全国瞬時警報システム)が発動している場合は当日の考査を中止する(学校は臨時休業とする)。臨時休業となった日の考査は、考査期間最終日の翌日(最終日が金曜日の場合は、翌週の月曜日)に実施する。
 - イ) 考査当日午前6時の時点において、警報等が解除されている場合は、通常通り、8時50分より1限目の試験を実施する。登校する際は、十分に安全を確認すること。
- ⑥上記の警報等が発令され、自宅待機や臨時休業となった場合は、別紙「非常変災時等における安否確認とオンラインの活用について」を参照すること。